

書面の電子交付に関する承諾書

株式会社エード・ライフ（以下「当社」といいます。）が、お客様に対して、不動産特定共同事業法に基づいて行う各種書面の交付に代えて、以下のとおり当該書面に記載すべき事項を電磁的方法による交付（以下「電子交付」といいます。）の方法で行うことについてお客様は承諾するものとします。

第1. 電子交付の対象となる書面

当社は、お客様と契約を締結するにあたっては、次の各号に掲げる書面を電子交付の方法によりご提供いたします。

- 1 重要事項説明書（契約成立前交付書面）
- 2 匿名組合契約書（契約成立時交付書面）
- 3 財産管理報告書
- ④ その他当社が必要に応じて交付する書面等

第2. 電子交付の種類および方式

1. 当社が行う電子交付の種類

当社が行う書面の電子交付の種類は次のとおりです。

- 1 当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるエードMyバンクのWEB サイト（<https://aidmybank.com/>、以下「本サイト」といいます。）において書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に備えられたファイルに当該記載事項をダウンロードして記録する方法
- ② 本サイトに、お客様専用ページ（パスワードによる認証が必要なマイページ）を設け、そのお客様のマイページに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
- ③ 本サイトからリンク等により接続されるファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
- ④ 電子メールを利用する方法
当社が電子メールを利用して、お客様の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に書面の記載事項を送信し、お客様が自己の電子計算機（パソコン、携帯電話等）に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

2. 当社が行う電子交付の方式

電子交付を受けるためには、本サイトにて推奨するバージョン以上のインターネットブラウザソフトおよびAdobe Reader 等のPDF ファイル閲覧用ソフトを必要とします。

第3. 免責事項

当社は、当社が電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ本サイト上に掲載、または電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電子交付の種類および方式を変更することができるものとします。

お客様が電子交付を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電子交付ではなく、既に電子交付された書面も含めて紙媒体による書面の交付等を行う場合があります。

当社は、次の各号に掲げる事項により生じるお客様の損害については、一切の責を負わないものとします。

- ① 通信機器・回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害・瑕疵ならびにこれらに関連した情報システム等の障害・瑕疵等により電子交付等が利用できないことにより生じた損害
- ② 天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由対象により電子交付サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

第1版 2020年5月制定

以上